

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	局長	皆さんおはようございます。 ただ今から、平成29年第9回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	局長	はじめに、進藤会長から御挨拶を申し上げます。
	会長	挨拶をする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は14名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
午前9時 開会	議長	現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これより第9回総会を開会いたします。
議事録署名委員 の指名	議長	議事録署名委員に八木橋委員、江原委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見	議長	日程第1 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	説明の前に、資料の差し替え及び追加につきまして御案内いたします。 資料の6ページの議案第20号の番号16につきましてですが、転用の内容が「住宅敷」から「分家住宅敷」に変更になりましたため、修正いたしました。 資料7ページの同じく議案第20号の番号19につきましてですが、権利内容が「所有権移転(売買)」から「所有権移転(贈与)」に変更になりましたため、修正いたしました。 農業委員の皆様の方に該当の5～8ページの資料を配付しましたので差し替えをお願いいたします。推進委員の皆様の方はすでに差し替えしたものをお配りしております。 続きまして、現地の案内図につきましてですが、協議報告2の6番の案内図が抜けておりましたので追加させていただきます。皆様の方に配りさせていただきましたので、案内図の最後のページに追加をお願いいたします。
	事務局	議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は21件でございます。
	事務局	番号1につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に使用貸借権を設定し、住宅敷拡張として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活をしており、転勤し白岡に所有する住宅に居住する予定となっておりますが、結婚して家族が増え手狭になり、申請地を駐車場や駐輪場スペース等として使いたいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅に居住しておりますが、子供が生まれて手狭になったため、両親や祖父母が住む白岡市内に住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外にて両親と同居しておりますが、結婚するにあたり、近くに親族も多く住む申請地に自分の家を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号4につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内にて両親と同居しておりますが、結婚するにあたり新居を構えるため、両親の住むところの近くに住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号5につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、分家住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供を育てるには手狭であることや、親族が近くに住む申請地に住宅を建築したいと考えたこと、親族の農作業を手伝いゆくゆくは農家を継ぎたいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、10ha以上の集団農地内に位置する農地という理由から、第1種農地と判断されます。
	事務局	番号6につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、賃借権を設定し、駐車場敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内にて保育園を運営しておりますが、職員や送迎の保護者、給食業者等が使用する駐車場が不足しているため、保育園に隣接する当該地を駐車場として使用したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号7につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、賃借権を設定し、駐車場敷として転用するための申請です。 本件につきましては、現在、総合運動公園、プール、学校等施設の駐車場として使用されている駐車場の一部が都市計画道路の予定地となっており、利用が困難となっているため、当該地を市の公園等利用者の駐車場として使用するために、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、市役所から300m以内に位置する農地という理由から、第3種農地と判断されます。
	事務局	番号8につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、賃借権を設定し、駐車場敷として転用するための申請です。 本件につきましては、市役所等に勤務する職員のための駐車場が、利用希望者の数に対し不足しており手狭となっていること、既に使用している駐車場の一部は都市計画道路の予定地等となっており使用できなくなることから、駐車場の規模が縮小してしまうため、当該地を市職員等の駐車場として使用するために、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、市役所から300m以内に位置する農地という理由から、第3種農地と判断されます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	<p>番号9につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、分家住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、手狭であり、将来を考え、実家への行き来が容易であり今後農業を手伝っていくにあたり適している申請地に住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、10ha以上の集団農地内に位置する農地という理由から、第1種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>番号10につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、駐車場敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内にて産業廃棄物中間処理工場を運営しておりますが、通勤する社員の車両及び事業に使用する車両のための駐車場が必要なため、事業所の近隣である申請地を使用したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>番号11につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、分家住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、将来を考え、実家に近い申請地に住宅を建築し今後農業を手伝っていきたいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、10ha以上の集団農地内に位置する農地という理由から、第1種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>番号12につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内の借家にて生活をしており、手狭になり、将来のことを考え住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>番号13につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、駐車場敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内にて卸売業を営んでおりますが、社用車及び通勤する従業員の車を停める駐車場が不足しているため、本社から近く容易に行き来できる申請地を使用したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>番号14につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、賃借権を設定し、資材置場敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内にて土木・建築業を営んでおりますが、毎年売り上げも順調に安定していて、現在使用している資材置場では狭く不便と感じるようになったため、本社から近い申請地に新規に資材置場を確保したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	<p>番号15につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、賃借権を設定し、工事用地(一時転用)として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、電気事業を営んでおり、変電所施設の鉄塔の部品の改造や引込線の張り替えを実施するにあたり、変電所構内だけでは工事ができないことから、鉄塔に隣接した申請地を、一時的に工事期間中使用するため、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>番号16につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になり、農作業手伝いを行うためにも実家の隣接地に住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、10ha以上の集団農地内に位置する農地という理由から、第1種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>番号17につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅に居住しておりますが、子供が生まれ家財道具が増え手狭になったため、環境がよく通勤にも便利な申請地に住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>番号18につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となるため、実家に近く環境のいい申請地に住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>番号19につきましては、譲受人が、譲渡人から贈与により所有権を移転し、住宅敷拡張として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、申請地の隣地に居住しておりますが、敷地内にスペースがなく、物干しスペースや駐車場のスペースがないため、申請地を住宅敷の拡張として使用したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>番号20につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、賃借権を設定し、駐車場敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、市内にて販売業を営んでおりますが、事業拡大により駐車場として使用しているところに事務所を建築することになり、駐車スペースを確保するため、本社から近い申請地を駐車場として使用したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、インターチェンジから300m以内に位置する農地という理由から、第3種農地と判断されます。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	<p>番号21につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、仮設道路(一時転用)として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、市内で建設業を営んでおり、道路改築工事を施工するにあたり、工事のための出入り口が必要なため、申請地を仮設道路として一時的に工事期間中使用するため、今回の申請がなされたものです</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
	事務局	<p>なお、本案の中には議事参与制限に該当する案件がございます。農業委員の任命後はじめての議事参与制限ですので、このことについて簡単に説明させていただきます。</p> <p>議事参与制限の言葉どおりですが、「自身や同居の親族等に関する審議事項に関わるることができない」ということが農業委員会等に関する法律第31条において規定されております。</p> <p>つきましては、今回、これに該当する審議事項がありますので、事前に説明をさせていただきました。</p>
	議長	<p>説明が終了しました。本案につきましては議事参与制限がありますので番号1から12、14から19、21の現地確認の報告を各委員にお願いいたします。</p>
	江口委員	<p>申請番号1について報告します。</p> <p>9月20日に現地を確認しました。案内図1ページを御覧ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は住宅地として使用されており、今後も市街地として発展していく可能性が高い地域です。なお、転用理由については事務局の説明のとおりですので省略します。申請地は現在農地として使用されており、違反等はありません。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p> <p>続きまして、申請番号4について報告します。</p> <p>9月20日に現地を確認しました。案内図4ページを御覧ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は住宅地として使用されており、200m以内に蓮田松韻高校がある、市街化が著しい地域です。</p> <p>なお、転用理由については事務局の説明のとおりですので省略します。申請地は現在農地として使用されており、違反等はありません。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p> <p>続きまして、申請番号18について報告します。</p> <p>9月20日に現地を確認しました。案内図18ページを御覧ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。申請番号4でも述べましたが、周辺は住宅地として使用されており、200m以内に蓮田松韻高校がある、市街化が著しい地域です。なお、転用理由については事務局の説明のとおりですので省略します。申請地は現在農地として使用されており、違反等はありません。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
	関山委員	<p>9月23日に各申請地を確認しましたので、報告いたします。</p> <p>申請番号2について報告します。</p> <p>転用内容については事務局から説明がありましたので割愛します。案内図2ページを御覧ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。周囲には、徒歩約10分ほどの距離に駅があり、歯科医院や病院、特養老人ホームがあります。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	関山委員	<p>周辺は住宅地として使用されており、今後も市街地として発展していく可能性が高い地域です。また、申請地は農地法の違反等はありません。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p> <p>続きまして、申請番号3について報告します。</p> <p>転用内容については事務局から説明がありましたので割愛します。案内図は3ページとなりますが、申請番号2と隣接した土地であり、同様の説明となりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号16について報告します。</p> <p>転用内容については事務局から説明がありましたので割愛します。案内図16ページを御覧ください。</p> <p>約4mほどの道路に接しており、建築基準法の接道要件は問題ないと思われま。周囲には病院や歯科医院があり、徒歩約15分ほどの距離に駅があります。申請地は10ha以上の集団農地ですが、分家住宅のための転用ですので問題はないかと考えます。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p> <p>続きまして、申請番号17について報告します。</p> <p>転用内容については事務局から説明がありましたので割愛します。案内図17ページを御覧ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、近くの公共施設として、白岡高校があります。</p> <p>申請地は現在農地として管理されており、違反等ありません。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
		<p>続きまして、申請番号21について報告します。</p> <p>転用内容については事務局から説明がありましたので割愛します。案内図21ページを御覧ください。</p> <p>申請地付近は若干低くなっており、雨が降ると冠水が起きてしまうため、排水溝を設置する工事を行うための仮設道路の一時転用となります。申請地は新白岡2丁目にも近く、今後、宅地化が進んでいくと考えられる地域となります。</p> <p>農地法の違反等もなく、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
	白石委員	<p>申請番号5について報告します。</p> <p>9月20日に現地を確認しました。案内図5ページを御覧ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地に含まれていますが、分家住宅のための転用であり、問題はないと判断できます。また、周囲は今後も市街地として発展していく可能性が高い地域です。さらに、申請地の周辺には小・中学校や病院があり、住みよい場所です。なお、転用理由については事務局の説明のとおりですので省略します。申請地は現在農地として使用されており、違反等はありませんでした。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
	小島委員	<p>申請番号6について報告します。</p> <p>9月24日に現地を確認しました。案内図は6ページです。</p> <p>転用内容については事務局からの説明のとおりです。</p> <p>また、申請地は現在農地として耕作されており、多少草は生えていますが、違反等はありませんでした。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p> <p>申請番号19について報告します。</p> <p>9月24日に現地を確認しました。案内図は19ページです。</p> <p>転用内容については事務局からの説明のとおりです。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	小島委員	<p>申請地は農地として管理されており、草も刈り取られています。一時期はコンパネ等が散乱していることもありましたが、渡邊推進委員の協力等もあり、現在は全て撤去されています。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
	岩上委員	<p>申請番号7及び8については、計画道路を挟んで向かい合っている土地であることから、一括して報告します。</p> <p>9月20日に現地を確認しました。申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。</p> <p>申請地は味彩センターや温水プール等に囲まれた場所であり、今後も公共施設が建築される可能性の高い地域となります。</p> <p>また、申請地は少々草が生えていますが、違反等はありません。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
	議長	<p>申請番号9について報告します。案内図は9ページとなります。</p> <p>転用内容については事務局からの説明がありましたので省略します。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地に含まれていますが、分家住宅のための転用であり、問題はないと判断できます。また、申請地は現在農地として使用されており違反等はありません。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
	江原委員	<p>申請番号10について報告します。</p> <p>9月20日に推進委員の方と現地を確認しました。案内図は10ページです。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は住宅地として使用されており、今後も市街地として発展していく可能性が高い地域です。</p> <p>申請地は現在農地として使用されており違反等はありません。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
	荒井委員	<p>申請番号11について報告します。</p> <p>9月20日に現地を確認しました。案内図は11ページとなります。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地に含まれていますが、農家の分家住宅のための転用であり、問題はないと判断できます。また、申請地の周辺には100mの範囲に小学校があります。</p> <p>転用理由等は事務局の説明のとおりです。</p> <p>また、申請地は現在農地として使用されており違反等はありません。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
	吉澤委員	<p>申請番号12について報告します。</p> <p>9月21日に現地を確認しました。案内図12ページを御覧ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は住宅地として使用されており、今後も市街地として発展していく可能性がある地域です。</p> <p>なお、転用理由等は事務局の説明のとおりです。</p> <p>また、申請地は現在農地として使用されており違反等はありません。</p> <p>従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p> <p>続きまして、申請番号14について報告します。</p> <p>9月21日に現地を確認しました。案内図14ページを御覧ください。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は住宅地として使用されており、今後も市街地として発展していく可能性がある地域です。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	吉澤委員	<p>なお、転用理由等は事務局の説明のとおりです。  また、申請地は現在農地として使用されており違反等はありません。  多少、草が生えていますが、背丈も20cmほどしかないので、問題ないと思われます。  従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
	小野田委員	<p>申請番号15について報告します。  9月21日に現地を確認しました。案内図15ページを御覧ください。  この案件は先ほど事務局からの説明にもあったように、変電所の工事に伴う一時転用です。  この変電所の工事については、8月中旬頃から敷地内に作業小屋を設置し、一時転用に向けた準備が進められております。  申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。  また、申請地は現在農地として使用されており違反等はありません。  従いまして、転用の利用や公共性から転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
	議長	<p>報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。  御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
	関山委員	<p>申請番号11についてですが、公道への接動は幅員と奥行が何mとなっているのかお聞きしたい。</p>
	事務局	<p>幅員が4m、奥行が18.56mとなっています。</p>
	関山委員	<p>了解しました。</p>
	小野田委員	<p>申請番号7、8について事務局にお聞きしたい。  第2次振興計画においてこの地域の利用について述べられていますが、申請地の東側についても、味彩センターの駐車場として利用したらどうでしょうか。</p>
	事務局長	<p>味彩センターの駐車場の拡張についてですが、こちらは昨年度、駐車場を増設したこともありますので、今後の拡張についてはお客様の来場状況を見ながら検討させていただければと思います。</p>
	井上委員	<p>申請番号1、4、14については所有者が市外の方のようですが、いままでの耕作はどうされていたのでしょうか。</p>
	事務局	<p>個々の農地が過去どのように管理されていたのかは詳しく把握してはおりませんが、現時点では適正に管理されていることを確認しております。</p>
	井上委員	<p>知り合いや親戚等の方に管理を依頼していたのだろうかということでしょうか。</p>
	事務局	<p>知り合いや親戚等の方に管理を依頼している方も多いので、その解釈で間違いはないかと思われます。</p>
	議長	<p>お諮りします。本案のうち、議事参与制限に係る部分を除く案件については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p>
		<p>[異議なしという声あり]</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第20号番号1から12、14から19、21については、原案のとおり決定します。</p>
	議長	<p>続きまして、議事参与制限に該当するため、江原委員におかれましては、一時退室をお願いいたします。</p>
		<p>[江原委員、一時退室]</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	これより、番号13の現地確認の報告を、荒井委員にお願いいたします。
	荒井委員	申請番号13について報告します。 9月20日に現地を確認しました。案内図13ページを御覧ください。 申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は工業団地や駐車場、宅地等として使用されており、今後も市街地として発展していく可能性が高い地域です。 なお、転用理由等は事務局の説明のとおりです。 また、申請地は現在農地として使用されており違反等はありません。 従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。
	議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案番号13については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び市街化の状況等から判断し、転用は、やむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第20号番号13については、原案のとおり決定します。 江原委員は入室してください。
		[江原委員、入室]
	議長	続きまして、議事参与制限に該当するため、関山委員におかれましては、一時退室をお願いいたします。
		[関山委員、一時退室]
	議長	これより、番号20の現地確認の報告を、江原委員にお願いいたします。
	江原委員	申請番号20について報告します。 9月20日に現地を確認しました。案内図20ページを御覧ください。 申請地は白岡菖蒲インターの300m以内にあり、市街化が著しい地域です。また、申請地の500m以内には大山小学校もあります。 申請地は現在農地として使用されており、若干草は生えていますが、違反等はありません。 転用理由等は事務局の説明のとおりです。 従いまして、転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。
	議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案番号20については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び市街化の状況等から判断し、転用は、やむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前10時5分 議事終了	議長	異議なしと認めます。よって議案第20号番号20については、原案のとおり決定します。 関山委員は入室してください。
		[関山委員、入室]
	議長	以上をもちまして、議案第20号に係る全ての議事を終了いたします。
	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分	議長	協議報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は1件でございます。総会資料の10ページを御覧願います。番号1につきましては、共同住宅敷のための転用です。
協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分	事務局	協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は6件でございます。総会資料の11ページを御覧願います。番号1につきましては、分譲住宅敷のための転用です。番号2につきましては、分譲住宅敷、ゴミ置場、道路敷のための転用です。番号3につきましては、看板用地のための転用です。番号4から6につきましては、住宅敷のための転用です。
	議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項3 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)に対する意見	議長	協議報告事項3、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)に対する意見について に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	農業委員会等に関する法律第7条第2項において、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を作成・変更するときは、農地利用最適化推進委員から意見をきかなければならないとしております。つきましては、推進委員さんからの意見聴取に際し、大山農業委員に説明をお願いいたします。
	大山委員	お手元の「白岡市農業委員会『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』(案)」(以下「指針(案)」)を御覧ください。 まず、この案につきまして、中立的な立場である私から経緯等について説明させていただきます。 この指針については、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農業委員会においては『農地等の利用の最適化の推進』が最も重要な必須事務である」として、明確に位置づけられたものでございます。 このことを受け、先月の平成29年第8回農業委員会総会において、事務局から、同法第7条に規定する、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての説明があり、別添の「白岡市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」を素案として、推進委員さんの意見をお聴きすることに決定したところでございます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	大山委員	<p>なお、「指針(案)」は、事前に送付し、推進委員の皆様にご確認いただいているようですので、内容の説明は省略し、御意見がありましたら御発言いただきたいと存じます。</p> <p>また、必要に応じて、いただいたご意見を指針に加える等の修正作業は事務局にお願いいたします。</p>
	議長	<p>説明が終了いたしました。これより御意見をお伺いします。推進委員の皆様、御意見がございましたらお願いいたします。</p>
	細井委員	<p>現在、白岡中学校周辺地域の約38haにおける市街化区域化に向けた土地利用計画が進められております。6月に行われた説明会では平成29年度内には地権者組織を立ち上げる計画があり、市も積極的に計画を進めていくとのことでした。</p> <p>今回の指針(案)では、この白岡中学校周辺地域の農地についてはどのような位置づけとなっているのでしょうか。また、この約38haの農地は指針(案)では管内農地面積に計上されているのか教えていただきたい。</p>
	事務局長	<p>白岡中学校周辺の土地利用の位置付けについてですが、今年度中に地権者組織を設置すると話がありますが、具体的にいつ開発されるかはまだ決定されておりませんので、今回の指針については反映していません。</p> <p>この指針については、必要に応じて適宜修正を行っていく予定ですので、具体的な話が固まってから修正等について検討させていただければと思います。</p> <p>また、同様の理由から、管内の農地面積につきましても、この件については反映しておりません。現状での農地状況を反映して作成しております。</p>
	細井委員	<p>分かりました。</p>
	山岸委員	<p>新規参入の促進についての具体的な方法について、現地見学会や相談会の開催等は載っていますが、積極的な組織化や育成等についてはどうしていくのでしょうか。</p>
	事務局	<p>今回の指針(案)については以前お配りした農業委員推進委員実務マニュアルに載っている指針のひな形に合わせた形で作成させていただいたところが実状です。</p> <p>この指針については、周辺市町でもまだできていないところがいくつかありまして、白岡市が先行して作成している形となっております。</p> <p>このため、推進方法については現在、おおまかな形のものとなっておりますが、今後、必要に応じて周辺の市町と調整や皆様の意見等を取り入れながら改訂していければと考えています。</p>
	飯田委員	<p>「人・農地プラン」の見直し等についてとありますが、これは誰が主体となって行うことになるのでしょうか。</p>
	事務局	<p>農政課が主体となって行うこととなります。見直しの中で、政策的な観点だけではなく、実際の現場や指導の内容等の情報も必要になってくると考えられますので、このような点について協力していくということでこの内容を盛り込ませていただいています。</p>
	飯田委員	<p>以前、大山地区の人・農地プランの作成に関わったのですが、その後の見直しがないようですので、農業委員等が関わっていくのであれば具体的に見直しも進むかと思ひ質問させていただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	議長	<p>ありがとうございます。それでは、修正に関する意見等はありませんでしたので、「『指針(案)』」のとおりとし、次回の農業委員会総会の議案といたします。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
協議報告事項4 その他	議長	引き続き、協議報告事項4 その他 に移ります。事務局から内容説明をいただきます。
	事務局	○農業祭について 11月18日(土)農業祭 集合時間:8時00分(荷受け担当の方は7時45分集合) 解散時間:15時00分(予定) 他の団体等で出られない時間帯を全員確認する。
	事務局	○役員会について 10月17日(火)13時15分から 場所:特別大会議室
	齋藤委員	○農地利用最適化推進活性化研修会の報告について 日時 8月30日(水) 午後1時30分開演 場所 羽生市 産業文化ホール 出席者 新任の推進委員6名 研修内容 ・農業委員会をめぐる情勢・農地利用適正化推進活動について(全国農業会議所) ・新農業委員会法における新潟市の農地利用最適化の推進について(新潟市中央農業委員会)
	事務局	○農業委員会活動記録の提出について 提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
	事務局	○来月の農地改良等現地パトロールについて パトロール表の太枠部分をご覧ください。 9/26~10/28までの5週間分の担当です。 それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
	事務局	○ネームタグについて 農業委員各位の机に置いたネームタグは、貸与したカバンにつけてください。
	事務局	○全国農業新聞購読申込 申込書をお帰りの際に御提出ください。
	事務局	○来月総会 ・10月24日(火)午前9時 ・議事録署名委員の八木橋委員、江原委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
	議長	事務局の説明と重複しますが、農業委員、推進委員の皆様は、委員としての立場もありますので、全国農業新聞購読の申込をよろしくお願ひいたします。
議長	説明が終了いたしました。これより御意見・御質疑等お伺ひします。御意見・御質疑等ございましたらお願ひいたします。	
	[質疑等なしという声あり]	
	議長	私から御提案したいことがあります。よろしいでしょうか。 過去、各地域の農業等の現状を把握するため、毎月の農業委員会総会で、1, 2名の委員さんに、テーマは定めず、4, 5分の発表をしていただいておりますが、組織も新たになったところで、復活してはどうかと思い、事務局にも相談の上、御提案申し上げる次第です。 なお、実施するとしたら、毎月の総会時に1名とし、農業委員と推進委員が交互に発表することにしてはどうかと思います。御自分の地域の問題や、PRしたいこと、委員の方々の意見を聴きたいこと等、あまり難しい内容でなくても十分だと思いますので、いかがでしょうか。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	<p>[異議なしという声あり]</p> <p>それでは、さっそく来月からお願いします。順番は、農業委員は議席番号順、推進委員は、日勝地区、篠津地区、大山地区の順で、リーダーの方から先をお願いしたいと思います。</p> <p>初めの10月は議席番号1の吉澤農業委員と日勝地区リーダーの齋藤推進委員をお願いし、11月は鈴木農業委員と、篠津地区リーダーの渡邊推進委員をお願いしたいと思います。</p> <p>後日、事務局をお願いして、発表者の表を作成していただきたいと思います。</p>
午前10時40分 総会終了	議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。